

社員の満足感と定着率を高める

働き方改革による 自社成長戦略セミナー

本年4月1日より、いわゆる働き方改革関連法案がはじまりました。「自社でいかに実現していこうか」と悩まれている経営者の方もいらっしゃるでしょう。

しかし、働き方改革は組織を活性化するためのひとつのきっかけにもなります。人材不足の著しい現在だからこそ、働き方改革で社員の定着する組織作りが求められます。

今回のセミナーでは「社員の満足度を高める」という視点から制度を解説していきます。

受講料
無料

●日時

令和元年**11月26日(火)**

14:30~16:00

●場所

下関商工会館3階 研修室(下関市南部町21-19)

●講師

島田法律事務所 弁護士 **松崎 舞子 氏**

【プロフィール】

平成28年12月弁護士登録。これまで会社、事業主からの法律相談を100件以上受ける。労働問題では、あっせん・団体交渉・労働審判など様々な段階の紛争案件を担当している。会社における予防法務に力を入れており、従業員向け研修やマニュアル策定を積極的に提案している。法的助言の枠を超えた経営者のサポートを目指す。



●お申し込み先・お問合せ先

下関商工会議所
下関中小企業相談所
(担当:野崎)
FAX 083-222-4094
TEL 083-222-3333

主なカリキュラム

- ★働き方改革の目的
- ★働き方改革関連法のエッセンス
 - (1) 時間外労働の上限規制
 - (2) 年次有給休暇の時季指定義務
 - (3) 正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止
- ★罰則を受ける場合とは?! etc...

働き方改革による自社成長戦略セミナー 申込票 (FAX 083-222-4094)

事業所名			
郵便番号	〒	業種	製造業 ・ 建設業 ・ 卸売業 ・ 小売業(飲食業を含む) ・ サービス業 その他()
事業所所在地			
(フリガナ)			
受講者氏名			
TEL		FAX	

<個人情報の取り扱いについて>ご提供いただきました個人情報は、当セミナーの参加確認・別セミナーの開催案内に利用致します。